

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律  
案 新旧対照条文

◎ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十二号）（抄）

※ 「現行」の規定は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律案（平成二十八年三月十一日国会提出）による改正後のもの。  
（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、平成二十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただ</p>	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 附則第二条の二から第二条の四まで、第五十七条及び第七十一条の規定 公布の日</p> <p>二 削除</p> <p>三 第一条中国民年金法第三十七条、第三十七条の二、第三十九条、第四十条第二項、第四十一条第二項、第四十一条の二及び第五十二条の二の改正規定、第三条中厚生年金保険法第六十五条の二にただ</p>

し書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国  
民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以  
下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改  
正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六  
年法律第四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附  
則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民  
年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平  
成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国  
民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六  
年国民年金等改正法附則第三十二条の三の改正規定、第十条国家公  
務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条国家公務員等共  
済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下  
「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定  
、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条  
の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改  
正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改  
正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二  
十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年  
金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という  
。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定  
並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の  
規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行  
うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第  
六十八号）の施行の日

#### 四・五（略）

し書を加える改正規定及び同法第六十六条の改正規定、第四条中国  
民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以  
下「昭和六十年国民年金等改正法」という。）附則第七十四条の改  
正規定、第八条中国国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六  
年法律第四号。以下「平成十六年国民年金等改正法」という。）附  
則第十条第一項及び第十三条第七項の改正規定、平成十六年国民  
年金等改正法附則第十五条の前の見出しを削る改正規定、同条及び平  
成十六年国民年金等改正法附則第十六条の改正規定、平成十六年国  
民年金等改正法附則第十六条の二を削る改正規定並びに平成十六  
年国民年金等改正法附則第三十二条の三の改正規定、第十条国家公  
務員共済組合法第九十一条の改正規定、第十二条国家公務員等共  
済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第五号。以下  
「昭和六十年国共済改正法」という。）附則第二十九条の改正規定  
、第十四条の規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第九十九条  
の四の改正規定、第十七条中地方公務員等共済組合法等の一部を改  
正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年地共済改  
正法」という。）附則第三十条の改正規定、第十八条の規定、第二  
十三条の規定並びに第二十四条中社会保障協定の実施に伴う厚生年  
金保険法等の特例等に関する法律（以下「協定実施特例法」という  
。）第二十条第一項（同項第四号に係る部分を除く。）の改正規定  
並びに附則第三条（同条第二号に係る部分に限る。）及び第八条の  
規定 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行  
うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行の日

四 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三条中厚生  
年金保険法第二十一条第三項の改正規定、同法第二十三条の二第一

---

項にただし書を加える改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条、第二十六条、第三十七条、第四十四条の三、第五十二条第三項及び第八十一条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第八十一条の三第二項、第九十八条第三項、第一百条の四第一項、第一百条の十第一項第二十九号、第三百三十九条及び第四百十条の改正規定、同法附則第四条の二、第四条の三第一項、第四条の五第一項及び第九条の二の改正規定、同法附則第二十九条第一項第四号を削る改正規定並びに同法附則第三十二条第二項第三号の改正規定、第四条中昭和六十年国民年金等改正法附則第十八条第五項及び第四十三条第十二項の改正規定、第八条中平成十六年国民年金等改正法附則第十九条第二項の改正規定、第十条中国家公務員共済組合法第四十二条、第四十二条の二第二項、第七十三条の二、第七十八条の二及び第一百条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百零二条第一項の改正規定、同法附則第十二条第九項及び第十二条の四の二の改正規定並びに同法附則第十三条の十第一項第四号を削る改正規定、第十五条中地方公務員等共済組合法第八十条の二及び第一百零四条の二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第一百零六条第一項及び第一百零四条の十二第一項の改正規定、同法附則第十八条第八項及び第二十条の二の改正規定並びに同法附則第二十八条の十三第一項第四号を削る改正規定、第十九条の規定、第二十四条中協定実施特例法第八条第三項の改正規定（「附則第七条第一項」を「附則第九条第一項」に改める部分を除く。）及び協定実施特例法第十八条第一項の改正規定、第二十五条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第二十六条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項並びに附則第四条から第七条まで、第九条から第十二条まで、第十八条

---

から第二十条まで、第二十二條から第三十四條まで、第三十七條から第三十九條まで、第四十二條、第四十三條、第四十四條、第四十七條から第五十條まで、第六十一條、第六十四條から第六十六條まで及び第七十條の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三條中厚生年金保險法第十二條に一号を加える改正規定並びに同法第二十條第一項及び第二十一條第一項の改正規定、第八條中平成十六年国民年金等改正法附則第三條第三項を削る改正規定、第十條中国家公務員共済組合法第二條第一項の改正規定、第十五條中地方公務員等共済組合法第二條第一項の改正規定、第十九條の二の規定、第二十五條中健康保險法第三條、第四十一條第一項及び附則第五條の三の改正規定、第二十六條中船員保險法第二條第九項第一号の改正規定並びに第二十七條から第二十九條までの規定並びに次條第二項並びに附則第十六條、第十七條から第十七條の四まで、第四十三條の二、第四十五條、第四十六條、第五十一條から第五十六條まで、第五十九條、第六十條及び第六十七條の規定 平成二十八年十月一日